YKK AP 化学物質管理指針

第 1.4 版

2015年 2月発行

2025年12月改訂

YKK AP 株式会社

【 目 次 】

1. 目的

2. 適用範囲

3. 用語の定義

4. 化学物質の管理レベル

5. 包装資材に関する要請

6. 資材等からの放散に関する要請

7. 本指針の運用

8. ガイドラインの発効、改訂

9. 改訂履歴

・付属書 1　YKK AP 対象物質リスト
　付表 1　禁止物質の例示物質リスト
　付表 2　管理物質の例示物質リスト
・付属書 2　告示対象建築材料および 4VOC 表示対象建築材料一覧

＜別紙＞
・様式 2　環境負荷物質含有調査票
・様式 3　ホルムアルデヒドの放散に関する調査票
・様式 4　4VOC の放散に関する調査票
・様式 5　化学物質の不使用保証書
・改訂内容詳細

1. 目的

「YKK AP 化学物質管理指針」は、当社に納入される製品、部品、原材料等に含有する化学物質について、その管理レベルを明確にし、適切な管理を行うことにより、エコ商品・サービスの開発・提供、有害化学物質による地球環境負荷の低減、法規制順守を推進し、持続可能な社会の実現に貢献することを目的としています。

2. 適用範囲

本指針は、お取引先様から当社に納入されるもののうち、以下に該当する物品に適用されます。

・「資材等」

以下に示す「製品・半製品」、「部品・副資材」、「原材料」、「包装資材」、「機械・電気設備」、「金型」を指す。

「製品・半製品」：当社が製品の製造に使用する半製品、当社が購入あるいは設計・製造を委託した完成製品、およびそれらに順ずるもの。

「部品・副資材」：当社が製品の製造に使用する部品、構成材料等。

「原材料」：当社が製品の製造に使用する金属材料、樹脂材料、塗料、薬品等の単一あるいは複合された材料。

「包装資材」：「製品・半製品」、「部品・副資材」、「原材料」を包装する材料およびそれらの納入業者が輸送・保護のために用いる包装材料。

「機械・電気設備」、「金型」：当社が製品の製造に使用するためにお取引先様から納入する機械・電気設備および金型。お取引先様から当社に納入される機械、電気設備から化学物質が商品に飛散し、付着する可能性がある場合に対象とする。

3. 用語の定義

・対象物質：付属書 1「YKK AP 対象物質リスト」で定めた物質で「禁止物質」「管理物質」を指す。

・意図的含有：特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、資材等の製造時に意図して使用し、含有すること。ただし、資材等に最終的に含有しない場合は除く。

・不純物：以下の物質を指す。

- 意図的な添加・充填・付着等をしていない物質
- 天然素材中に含有され、生成過程で技術的に除去できない物質
- 合成反応過程で生じ技術的に除去できない物質（反応溶媒、未反応モノマー等の残留物等）

・禁止物質：国内および海外における法規制において、製造、輸入、使用が禁止、あるいは規制値を超えての含有が禁止されている物質で当社が定めたもの。

・管理物質：国内および海外の法規制や指針値等に取り上げられており、将来禁止が検討されている、あるいは健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべきであると考えられる物質で当社が定めたもの。

・規制値：当社に納入される資材等において、当社のお取引先様が禁止物質の含有に関して保証すべき含有濃度を言う。なお、含有濃度には不純物濃度を含む。

・含有濃度：均質材料の質量を分母とした対象物質の濃度とする。なお、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料を言い、例えば次のものを均質材料とする。

- 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
- 塗料、接着剤、粘着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダーなどの原材料等についてはそれぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの（例：塗料、接着剤、粘着剤は、乾燥硬化後の状態、樹脂ポリマー、ガラスは、成形後の状態）。
- 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、それらが複層の場合には、それぞれの単層（事例 1

参照)。
ただし、包装資材に関しては、包装を構成する部材(包装材を簡単な手段で分離できる部分(例:ダンボール梱包における「ダンボール紙」と組立に用いる「テープ」とは別の部材とする))の質量を分母とした対象物質の濃度とする(事例2参照)。

・放散速度　：一定の条件下で測定した揮発性物質の資材等の表面からの単位時間、単位面積あたりに放散される揮発性物質の質量。

均質材料の例

(事例1)金属にめっきしたもの

構成部位:金属、亜鉛めっき、クロメート

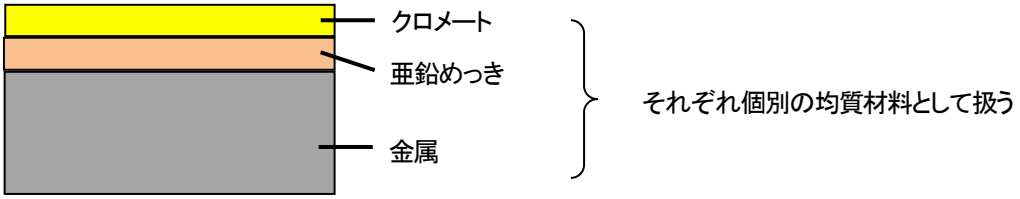

(事例2)ダンボール梱包

構成部位:ダンボール、インク、テープ、ラベル、ステープル、PP バンド、ライナー、中芯、接着剤

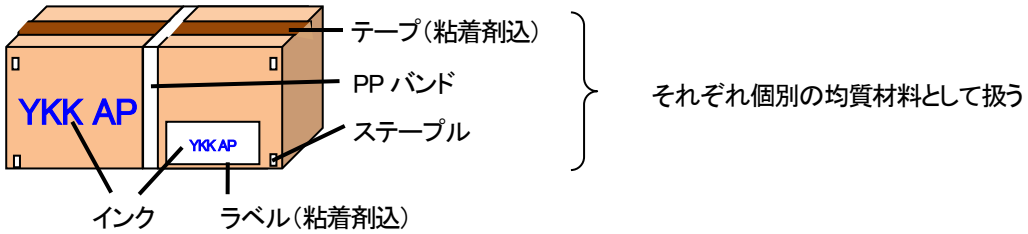

ダンボールのライナー、中芯、接着剤等もそれぞれ個別の均質材料として扱う

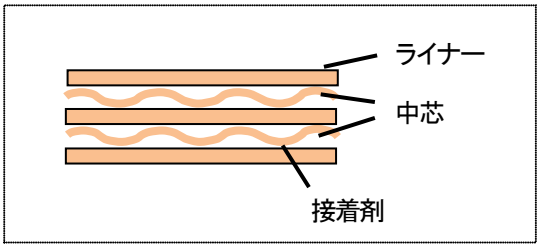

4. 化学物質の管理レベル

当社は、法規制や化学物質のハザード、リスクに基づき対象物質を制定し、管理を推進します。
以下の物質が含有している場合は含有濃度を確認します。

(1)禁止物質 (付属書 1 参照)

禁止物質 A:法的含有規制値のないものについては、意図的含有禁止とします。

禁止物質 B:法的含有規制値のあるものについては、意図的含有、不純物を問わず、規制値を超える含有を禁止します。

また本物質に関しては、「化学物質の不使用保証書」(様式 5)の提出をお願いすることがあります。

(2)管理物質 (付属書 1 参照)

現時点で含有することは禁止していませんが、含有濃度を把握させていただきます。

5. 包装資材に関する要請

当社に納入される包装資材について、禁止物質、管理物質の考え方に準じます。
ただし、以下の物質については表 1 の YKK AP 規制値を適用します。

表 1 包装資材への含有を禁止する物質

物質名	YKK AP 規制値	
鉛、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、水銀、六価ｸﾛﾑ及びその化合物	包装資材に含まれる鉛、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、水銀、六価ｸﾛﾑ及びその化合物の総量	0.01wt%(100ppm)未満であること

6. 資材等からの放散に関する要請

居室および居室に相当する空間に設置する「製品・半製品」、「部品・副資材」、「原材料」に使用する対象建築材料からの放散を、表 2、表 3 に示す YKK AP 規制値以下とします。

(1)告示対象建築材料(建築基準法) (付属書 2-1 参照)

表 2 製品等に使用する告示対象建築材料からの放散を制限する物質

物質名	YKK AP 規制値(放散速度)
ホルムアルデヒド	F☆☆☆☆(5 μg/m²h 以下)

測定方法:JIS A 1460(デシケーター法) あるいは JIS A 1901(小形チャンバー法)

(2)4VOC 表示対象建築材料 (付属書 2-2 参照)

表 3 製品等に使用する 4VOC 表示対象建築材料からの放散を制限する物質

物質名	YKK AP 規制値(放散速度)
トルエン	38 μg/m²h 以下
キシレン	29 μg/m²h 以下
エチルベンゼン	54 μg/m²h 以下
スチレン	32 μg/m²h 以下

建材からの放散速度基準化研究会(事務局:建材試験センター)
『建材からの VOC 放散速度基準』(2025 年 10 月 31 日制定)
測定方法:JIS A 1901(小形チャンバー法)

7. 本指針の運用

(1)運用の考え方

本指針の要請事項の順守状況については、定期的に当社から調査等により確認します。

関連する法規制等の変更、追加や顧客要求などにより、本指針の要請事項と異なるお願いをする場合があります。その際は、速やかにお取引先様へご連絡しますので、当社からの要請に応じた対応をお願いします。

(2)運用方法

①調査項目

以下の調査票に記載された内容について調査を行います。

(・)の項目につきましては、状況に応じて提出をお願いすることがあります。

・環境負荷物質含有調査票(様式 2)
・ホルムアルデヒドの放散に関する調査票(様式 3)
・4VOC の放散に関する調査票(様式 4)
・安全データシート(SDS)
(・)化学物質の不使用保証書(様式 5)
(・)分析データ

②調査頻度

(定期調査)

・継続中のお取引先様:定期的に(2 年に 1 回程度)、①の項目について提出をお願いします。

(不定期な調査)

・新規のお取引先様:①の項目について提出をお願いすることがあります。
・継続中のお取引先様で、当社が新規に採用する物品が発生した場合、または、物品の仕様、材料等が変更になった場合:①の項目のうち、提出済み内容から変更、改訂があった項目について、提出をお願いします。
・当社のお客様から要求があった場合は、適宜調査させていただきます。

③調査方法

各お取引先様に当社より調査票を送付します。指定した期日までに記入の上、当社へ返送ください。

8. ガイドラインの発効、改訂

(1)ガイドラインの発効

本指針の改訂時を発効日とします。改訂時には、速やかにお取引先様へ連絡します。

(2)ガイドラインの改訂

本指針(様式含む)は、以下の事項により改訂することがあります。

・法律の制定・改正
・お客様の要請・要望
・環境問題に関する社会情勢の変化
・スタンダード規格(ISO、JIS 等)の変更
・お取引先様との協議
・その他、改訂が必要になったとき

9.改訂履歴

制定:2015 年 2 月

改訂:

改訂日	版	改訂後	
		改訂箇所	改訂内容
2021 年 4 月	第 1.1 版	4. 化学物質の管理レベル	表 3　製品等に使用する 4VOC 表示対象建築材料からの放散を制限する物質(キシレンの放散速度基準値を変更)
			【付属書 1】YKK AP 対象物質一覧見直し
2022 年 7 月	第 1.2 版	4. 化学物質の管理レベル	禁止物質 A、B の説明を追加
			【付属書 1】YKK AP 対象物質一覧見直し 例示物質を付表 1、2 に移動
2025 年 4 月	第 1. 3 版	4. 化学物質の管理レベル	【付属書 1】YKK AP 対象物質一覧見直し 詳細については 【別紙】改訂内容詳細(第 1.2→1.3 版の変更点)に記載
2025 年 12 月	第 1.4 版	4. 化学物質の管理レベル	表 3　製品等に使用する 4VOC 表示対象建築材料からの放散を制限する物質(エチルベンゼンの放散速度基準値を変更)

以上